



## ●東武東上線『朝霞台駅』

町なか放浪記第一回目になります。前職で不動産の賃貸営業をしたこともあり、降りた駅の単身者用のお部屋の賃貸相場や町の雰囲気をお伝えしていきたいと思ひます。今回は第一回目ということで私の地元の駅である東武東上線の『朝霞台駅』についてご紹介したいと思います。

朝霞台駅は、埼玉県の朝霞市に位置しており池袋までの電車のアクセスが20分弱と東京のベッドタウンとして人口が増加傾向にある町です。朝霞市には、陸上自衛隊の朝霞駐屯地があり、そこで名前を聞いたことがある方がいるかもしれません。朝霞駐屯地内で一部東京都の練馬区に隣接しております。

朝霞台駅の単身家賃相場についてですが、駅までの距離が10分前後のバス・トイレ別タイプになりますと6万~7万円ぐらいになります。池袋まで20分と利便性を考えるとお手頃な賃料相場ではないでしょうか。

朝霞台駅の北口を降り立つとすぐ向かいにJR武蔵野線の北朝霞駅があります。埼玉県で電車が2線通っているのは便利です。北朝霞駅の北口にはニンジンの形をしたモニュメントがあります。朝霞市では冬にんじんが名産で、30年程前はニンジン畑が駅前まで広がっていたようです。また、朝霞のニンジンには、冬場の土ぼこり対策に植えられており、関東ローム層特有のほこりっぽさをニンジンの葉が抑制してくれていると言われております。駅回りの商業ビルのいくつかは、ニンジンのイメージカラーの緑とオレンジ色で建てられているなど、地元野菜として多くの市民に親しまれている街です。



## SANO's Kichien -今月は〇〇を料理しちゃうぞ！-

## ●プレミアムフライデーを料理しちゃうぞ！

今回は数ヶ月前から実施されている、「プレミアムフライデー」を料理させていただきます。

プレミアムフライデーとは、月末の金曜日は午後3時をめぐりに退勤できるようにして、買い物や旅行を楽しんでもらう、全国的なキャンペーンとなるのですが、長時間労働など日本でも古くから続いてきた働き方を見直そうという狙いも背景としてあります。

長時間労働に関しては、前号の「36協定」でふれられておりますが、「過労死」が非常に大きな問題となっている今、このキャンペーンが少しでも企業経営者の長時間労働への意識改革に繋がればと思ひます。

また、仕事を早く上がった分、家族との食事や旅行などに有効な時間を使用することも可能であり、心身共にリフレッシュしたことで、生産性の向上も見込

めます。このキャンペーンは経営者、労働者の双方にとって、メリット性の高い取組みであるといえます。

では、実際に働く人たちは早く帰ることができたのでしょうか？自分はこの点がずっと気になっていました。結果として、金融や流通業界それに中小企業などでは、勤務時間の短縮は容易ではなかったようで、全体として、「まずは様子見」という企業が多かったようです。これは、プレミアムフライデー実施の正式な決定と企業への通知が昨年の年末頃になってしまい、準備期間が短かったことも要因の1つかなと考へます。

残念ながらプレミアムフライデーという言葉も、以前に比べればほとんど聞かなくなりましたが、個人的に素晴らしい取組みだと思ひますので、対応可能な企業が増えれば良いなと感じます。



## 人生ノリNoriダイアリー♪

## ●この度、小説家デビューしました♪

というのは、かなりの誇大広告になってしまひますが、クリニックにおける事業承継を舞台とした『ある院長のラストレター』を上梓させていただきました。

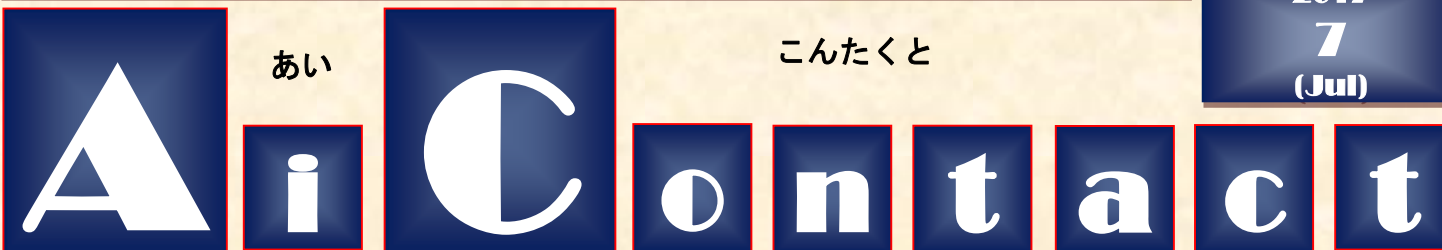
2010年から、弁護士、司法書士、税理士、行政書士、そして社会保険労務士の専門士業のメンバーが、医療機関の経営サポートを主旨として、医業経営サポーターズ（通称：MedS）として集結しました。その間、医療機関や保険会社向けのセミナーなどを開催しながら、出版の企画を行い、苦節何年の末の出版となりました。

内容は、クリニックの事業承継としておりますが、一般企業における事業承継でも同様のことが考へられますので、お役に立てれば幸いです。

現職の看護師さんの意見を聞いたところ、「院内でありがちな出来事が書かれていて、親近感がわいた」とのこと。

ぜひ、お手に取ってご覧いただきたいのですが、何せ中外医学社という医学書専門の出版社故、街の本屋さんには並ばない可能性がございます。

その際は、A・zonや楽○ブックスなどでお求めいただけますと嬉しい限りです。



### 【今月号のLINE UP】

- ・「年金受給資格期間の10年短縮」
- ・ネコでもわかる人事労務基礎講座
- ・経営者のための「9つの力」「何歳まで働くのか」
- ・町なか放浪記「東武東上線 朝霞台駅」
- ・SANO's Kichien 「プレミアムフライデーを料理しちゃうぞ！」
- ・ノリNoriダイアリー「小説家デビューしました」



### 報国寺の竹林

鎌倉の報国寺は、別名「竹寺」とも呼ばれているそうです。竹林の奥にある「休庵 竹の庭の茶席」では、竹林と枯山水の庭を目出ながら抹茶をいただけます。滝の水が岩を打つ音を聞きながら味わう抹茶は人の心を和ませ、また格別に美味しく感じます。（古谷）

## AI See You

私たちは、企業と人財の発展を見守り、適切なアドバイス&サポートで、お客さまのリクエストにお応えいたします



## 社会保険労務士法人 相事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-54-1 石井ビル4階

Phone 03-3320-7351 / Fax 03-3320-7352

URL <http://www.sr-aijimusho.co.jp> / Email [info@sr-aijimusho.co.jp](mailto:info@sr-aijimusho.co.jp)

# 年金受給資格期間の10年短縮

古谷

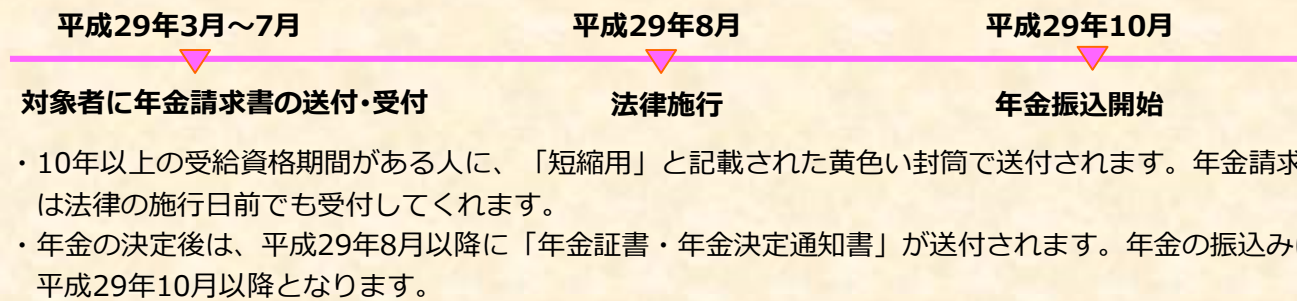
現行の年金制度では、**老後の年金の「受給資格期間」は原則「25年」とされてきましたが、平成29年8月1日から「10年」に短縮されることになりました。**

これまで、年金の支給年齢になっても、受給資格期間を満たしてないため年金を受給できなかった無年金者やその予備軍の方にも受給できる可能性がでてきます。将来の無年金者の発生を抑えていくという国の方針により、受給資格期間を短縮し、本人が納付した保険料に応じた年金支給できるよう改正されたものです。

## ●対象となる年金

**老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金、寡婦年金**およびそれらに準ずる旧法の老齢・退職年金です。  
・障害年金・遺族年金は、もともと短期間の加入でも一定の要件（保険料納付要件）等を満たせば支給されるため「10年」短縮の対象とはなりません。

## ●10年短縮年金の受給期間のスケジュール



## ●注意事項

- ① 今回の受給資格期間の10年短縮は、高齢者の無年金者救済が主な目的ですので、**10年の受給資格期間だけ満たし、その後国民年金等の保険料を納付しない場合は、低額年金となってしまいます。**
- ② 対象となる年金は**老齢年金**なので、**10年の受給期間を満たし、新たに年金を受給された人が、その後死亡しても遺族年金は支給されません。**  
・遺族基礎年金・遺族厚生年金の長期要件（年金受給権者の死亡または年金受給期間を満たして死亡した場合）については、これまでどおり原則25年です。  
・但し、10年の受給資格期間を満たした人が平成29年8月1日以降に年金を請求せずに死亡した場合には**未支給年金がもらえる場合があります。**
- ③ 受給資格期間が10年以上の人には、氏名、生年月日、住所等が印字された年金請求書が日本年金機構から送付されますが、**10年未満でカラ期間（合算対象期間）\*を使い請求される人には年金請求書は送付されません。**年金事務所等に備え付けの別様式を使用して請求してください。  

\* 本人の受給資格期間が10年未満でも、カラ期間（合算対象期間）を含めて10年以上あれば年金が受給できます（年金額には反映されません）。  
カラ期間（合算対象期間）とは、年金の受給資格期間を満たさない場合に加算できる期間です。国民年金制度の適用除外とされた期間や、適用はあっても加入は任意とされていた期間のことをいいます。但し、ご自身で申告する必要があります。
- ④ **受給できるのは、法律施行後の平成29年9月分からです。（振込みは平成29年10月以降）それ以前の年金を遡って受給することはできません。**

また、平成29年8月1日時点で、資格期間が10年未満で60歳以上の方で、10年の資格期間がない方でも、ご本人申出により「60歳以上70歳未満」の期間に国民年金保険料を納める【任意加入制度】等により、年金を受けられる可能性があります。対象となる方や、お知り合いに該当しそうな方がいる方は、お近くの年金事務所や街角年金センターにご相談されることをお勧めします。

# ネコでもわかる人事労務基礎講座

星山

登場人物



**おじいさん**⇒元社労士事務所の代表。  
現在は息子に事務所を任せてのんびりと年金生活を送っている。



**シロ（猫）**⇒昔、河原に捨てられているところをおじいさんに拾われて以来なついてしまった。キャットフードを扱う会社に入社し、恩返しすべく日々奮闘中。

## ●競業禁止義務について

シロ「おじいさん、競業禁止義務ってどういうこと？」  
おじ「うむ、従業員が自社と競合する企業に就職したり、自らが競合する企業を設立するなどの競業行為をしてはならないという義務のことじゃ。」

シロ「へえ～なるほど！」

おじ「在職中の競業禁止義務は、就業規則に規定があればそれを根拠に義務付けることができるのじゃ。もし、就業規則に競業禁止規定がなくても、労働契約における信義則上の義務として競業禁止義務が認められることもあるのじゃが、競業禁止義務の有無について争点になることを避けるために、就業規則に競業禁止規定を明確に定めたほうがよいじゃろうな。」

シロ「ふーん…在職中は、まあしょうがないとしても…退職後はどうなるの？従業員からすれば、再就職にあたって在職中に習得した知識や技術、経験を活かした仕事をしたいと考えるのは当然のことだと思うけど…」

おじ「従業員には、憲法で『職業選択の自由』が保障されておるから、同業他社への再就職や独立して同業を営むことを企業の判断・規程で禁止することは、この権利を侵害する行為となる。とは言っても営業上の機密保持やノウハウの流出防止、企業競争力の維持といった観点から、役職者や研究の職務に従事していた者など、一定の立場にある従業員に対して競業禁止義務を負わせることには合理性があるとされているのじゃ。」

シロ「つまり、企業が従業員に対して退職後に競業禁止義務を負わせるためには、あらかじめ従業員と退職後の就業制限について合意しておくことが必要なんだね。」

おじ「うむ。具体的には、あらかじめ競業禁止義務について就業規則で規定したり、退職時に従業員との間で念書や誓約書を取り交わすのじゃ。」

シロ「だけど『職業選択の自由』が従業員の憲法上の重大な権利である以上、これを過度に不当に制約する場合には、誓約書は無効と判断されてしまうよね？」

おじ「うむ。もちろん無制限に認められるわけではなく、次のような要件を満たすなど、労働者の不利益と、企業の制限の必要性との比較で判断するのじゃ。」

1. 競業を禁止する期間や地域を限定している
2. 業種や職種を限定している
3. 元の従業員がそれなりの地位にあり、企業の経営戦略や企業独自のノウハウ、技術等に関する企業秘密を知る立場にいたこと
4. 在職中の機密保持手当の支給や退職金の割増措置などの代償措置を講じていること

シロ「これを見ると、ある程度の役職者が対象であって、平社員は競業禁止義務の対象になりにくいね。それに必要最小限の範囲内しか認められないから、元従業員の転職や独立を阻止するというより、独立や引き抜きなどの行為に対する牽制の意味合いと考えることだね。」

# 経営者のための「9つの力」

福島

会社の成長戦略を進めていく中で、これだけはおさえておくと、きっと社長の力になれる！というものをピックアップしていきます。ぜひ、貴社のスタイルと照らし合わせてみてください。

## ●働き方改革力⑦ 「今後、何歳まで働くことになるのか」

15歳～29歳の労働力人口が536万人減少、同じく50歳以上の人口は677万人増加。これはいずれも20年前の1997年と比較したデータです。これをみてもわかるように、少子高齢化は労働市場における労働力人口の増減に大きく影響していることがわかりいただけます。

高齢化の増加率を都道府県単位別にみたデータでは、東京、神奈川、大阪、愛知など1都1府7県における増加率が全体の約7割となり、首都圏での増加が著しい反面、地方では過疎化の影響もあり、それほど多くの高齢者割合が増加しないというデータもあります。この人口移動が、今後の高齢化社会における「**高年齢労働者**」の定義を変えるかもしれません。

現在、高齢者の雇用については、定年を定める場合には60歳を下回らないことと、また高齢者雇用安定法により、65歳までの再雇用を定めています。この再雇

用の年齢がいつまでも65歳でよいということではなく、人材不足を解消するには、70歳まで、あるいは75歳まで雇用を継続することも検討されています。

これは、雇用の場面だけでなく、医療や年金にも大きく影響することが大きな課題といえます。元々、日本の社会保障は世代間扶養の考え方で成り立っており、現役世代が高齢者世代を支えることとなっていますが、それが崩れ始めていることも事実です。それを解消するための施策が、高齢者雇用の延長であり、定年年齢の上限修正につながっていくと推測されています。

高齢化社会は、雇用、医療、年金など、今までの考え方や制度では支えることが困難である以上、高齢者の定義を大きく見直さないといけない状況であるといえます。目前に迫った状況を変えるのは、**75歳まで働ける環境（時代）に変わること**であり、今の現役世代が支えてもらうための安定した施策といえるでしょう。